

## 令和7年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

### 1. 社会福祉法人及び救護施設に対する指導監査の実施状況

#### (1) 実施期間

令和7年8月から令和7年12月まで

#### (2) 一般監査

実地監査

区 分	指導監査対象法人・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 件 数
社会福祉法人	52	17	15	34
一般法人	51	17	15	34
社会福祉協議会	1	0	0	0
救護施設	2	1	1	1
合 計	54	18	16	35

※指導監査対象法人・施設数は、令和8年3月31日現在

#### (3) 特別監査

該当なし

#### (4) 指導監査の実施体制

健康福祉部健康福祉総務課職員が実施（救護施設は生活福祉課職員と合同で実施）

#### (5) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和7年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 入所者、利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④ 法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

#### (6) 指導監査結果の概要

##### ①一般監査

##### ア 社会福祉法人

特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかったが、手続きの遅延が見受けられる法人に対しては、重ねて指導を行い改善の徹底を図った。なお、指導監査に当たっては、社会福祉法の改正に対応した法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

##### イ 救護施設

特に施設運営及び入所者の処遇に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかった。

#### (7) 令和7年度の主な指摘事項

##### ①社会福祉法人

ア 評議員及び役員を選任にあたって、欠格事由や特殊関係者についての確認がされていない。

(社会福祉法第40条、第44条、「社会福祉法人の認可について」平成1年12月1日社援第2618号厚生省社会・援護局長等通知第3-1)

イ 評議員会の招集が適正に行われていない（招集通知に記載のない議題について決議している）。

(社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条)

ウ 計算関係書類等に関して、理事会、評議員会の承認を受けていない書類がある。

(社会福祉法第45条の27第2項、第45条の28第3項、第45条の30、社会福祉法施行規則第2条の40)

- エ 監事の選任に関して、在任する監事の過半数の同意を得たことを証する書類または記録が残されていない。  
(社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項)
- オ 定時評議員会で新役員が選任され、同日に理事会を開催した際、招集通知の省略手続きが適正にされていない。  
(社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項)
- カ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない(利益相反取引の承認、役員等損害賠償責任保険の加入、理事長専決可能金額を超える契約の締結など)。  
(社会福祉法第45条の13第2項・第4項)
- キ 理事長が、理事会において職務執行状況報告を行っていない。  
(社会福祉法第45条の16第3項、定款)
- ク 理事のうちに「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない。  
(社会福祉法第44条第4項)
- ケ 国及び地方公共団体以外の者から賃借している場合において、地上権又は賃借権の設定および登記がされていない。(「社会福祉法人の認可について」第2-1(1))
- コ 経理規程について法令、通知、定款等と合致しない条文がある。また、経理規程等に定めるところにより事務処理が行われていない  
(社会福祉法、社会福祉法人会計基準、運用上の取扱通知、留意事項通知)
- サ 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない。  
(留意事項通知1(2)、経理規程)
- シ 計算書類の注記について、記載誤りや記載漏れがある。  
(会計基準第29条)
- ス 計算書類の附属明細書について、作成すべき附属明細書が未作成、様式に従っていない、記載誤りや記載漏れ等がある。  
(会計基準第30条、運用上の取扱通知26)
- セ 契約等が適正に行われていない。(自動更新条項のある契約、随意契約、一般競争入札)  
(入札契約取扱い通知)

## ②救護施設

- ア 現金、通帳及び通帳の印鑑が保管されているそれぞれの金庫の鍵が、各保管管理者の下で別々に管理されていない。(「施設等における利用者預り金の取扱いについて」平成19年6月20日 地福第443号島根県健康福祉部長通知別紙10(3)、「社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保について」令和3年6月21日 地福第229号島根県健康福祉部長通知6)

## 2. 児童福祉施設等に対する指導監査の実施状況

### (1) 実施期間

令和7年7月から令和8年2月まで

### (2) 一般監査

実地監査

区 分		指導監査対象 施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘施 設数	文書指摘 件 数
児 童 福 祉 施 設 等	認可保育所(公設公営)	4	4	1	1
	〃 (公設民営)	5	5	0	0
	〃 (私立)	45	45	7	7
	保育所型認定こども園	7	7	1	2
	幼保連携型認定こども園 (公立)	7	7	1	4
	〃 (私立)	12	12	1	1
	小規模保育事業	5	5	1	1
	認可外保育施設(企業主導型以外)	11	11	1	2
	〃 (企業主導型)	5	5	0	0
	児童館	2	2	0	0
	幼稚園型認定こども園・私立幼稚園	1	0	0	0
	公立幼稚園	0	0	0	0
	国立大学法人立幼稚園	1	1	0	0
	一時預かり事業	43	43	0	0
	病児保育事業	5	5	0	0
	母子生活支援施設	1	1	1	1
合 計	154	153	14	19	

※指導監査対象施設数は、令和8年3月31日現在

※上記の表には、随時の一般監査における指摘4件(1施設)を含む。

### (3) 集団指導等

特定教育・保育施設等について、対象施設に対し実施。

### (4) 特別監査

該当なし

### (5) 指導監査の実施体制

こども子育て部こども政策課職員が実施。

母子生活支援施設はこども政策課職員とこども家庭支援課職員で実施。

### (6) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和7年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な施設運営及び円滑な保育事業等の経営の確保
- ② 入所児童の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の確保・定着促進及び資質向上につながる就業環境の確保
- ④ 特定教育・保育施設等における施設型給付費等の支給の適正化
- ⑤ 特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の支給の適正化

### (7) 指導監査結果の概要

#### ①一般監査

ア 児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・児童館

- ・国立大学法人立幼稚園)

国が策定した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月)に示されている虐待等と疑われる事案(不適切な保育)に該当する事案が1施設で確認された。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、施設での虐待の防止や発生時の対応について確認した。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

#### イ 母子生活支援施設

特に施設運営及び母子の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

#### ②集団指導等

特定教育・保育施設等に関する制度の理解を深め、給付の適正化を図ることを目的として、また、実地監査における重点確認項目として「重大事故防止のため、全職員が共通理解の下で安全対策を実施されているか」「国等の通知を基に保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応が実施されているか」という視点で確認することを伝えるため集団指導を実施した。

### (8) 令和7年度の主な指摘事項

#### ①児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・認可外保育施設・児童館・国立大学法人立幼稚園)

ア 職員が保育する中で、こどもの前で不必要に紙をやぶる行為、こどもの手を引っ張る行為があった。こども家庭庁が策定した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に示されている虐待等と疑われる事案(不適切な保育)に該当する。

(松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第18条等)

イ 年度当初から入所児童数が利用定員を超過している。また、定員超過が続いているのもかわらず、定員の見直しがなされていない。

(松江市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例第22条)

ウ 採用時に保育士特定登録取消者管理システムのデータベースを活用していない。

(児童福祉法第18条の20の4)

エ 保育所として自ら提供する保育の内容や質の評価や、保護者及び関係者による評価が行われていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第40条第1項等)

オ 消火訓練が実施されていない月がある。避難訓練だけでなく消火訓練についても、少なくとも毎月1回は実施すること。

(松江市児童福祉施設の設備と運営に関する基準を定める条例第7条2項)

カ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2第3項)

キ 監査時に睡眠をしていた2歳児の呼吸確認等の記録が随時記載されていない。10分おきに記録をとること。

(保育所保育指針3-1-(1)・3-3-(2)等)

ク 共同保育の実施について、保護者にその旨を説明されていない。在籍する全ての児童の保護者に書面で説明を行い、同意を得ること。

(松江市土曜日共同保育実施要綱第3条)

ケ 労働者へ交付される労働条件通知書に、就業の場所及び従事すべき業務の内容の変更の範囲、賃金の締め日及び支払い方法等に関する記載がない。

(労働基準法第15条等)

コ 卒園式の日の在園児の休所について、保護者への説明はされているが、保育ニーズの把握がされていない。保育ニーズを把握し保育の希望があれば受け入れること。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条等)

サ 市に変更届書(児童福祉施設変更届書(様式第29号)、特定教育・保育施設等名称等変更届出書(様式第15号))が期限内に提出されていない。

(児童福祉法施行規則第37条第6項等)

シ 給食時に職員の位置からは背中向きで食べている児童がいる。重大事故の起きやすい場面のため児童の

口元が見える位置で見守ること。  
(保育所保育指針3-3-(2) 等)

②母子生活支援施設

ア 一部の入所者について自立支援計画の作成、見直しが行われていない。適切に作成・見直しを行うこと。  
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条 等)

### 3. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

#### (1) 実施期間

令和7年7月から令和8年3月まで

#### (2) 指導

##### ①運営指導

区分	所管施設・事業所数 (※1)	運営指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数 (※2)
介護保険施設	9	2	1	5
介護老人保健施設	6	1	1	5
介護医療院	3	1	0	0
居宅サービス事業所	252	33	31	118
訪問介護	74	11	11	44
訪問入浴介護	2	0	0	0
訪問看護	38	7	7	24
訪問リハビリテーション	9	1	1	2
通所介護	41	3	3	7
通所リハビリテーション	14	3	2	10
福祉用具貸与	18	3	2	16
福祉用具販売	17	1	1	4
短期入所者生活介護	20	0	0	0
短期入所者療養介護	9	1	1	4
特定施設入居者生活介護	10	3	3	7
地域密着型事業所	121	22	18	68
地域密着型通所介護	46	8	7	25
認知症対応型通所介護	10	2	2	14
認知症対応型共同生活介護	38	8	6	22
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	19	3	2	6
夜間対応型訪問介護	2	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
老人福祉施設等	95	28	24	61
介護老人福祉施設	18	5	5	10
養護老人ホーム	2	0	0	0
軽費老人ホーム	6	6	3	7
有料老人ホーム	36	14	13	37
サービス付き高齢者向け住宅	33	3	3	7
居宅介護支援	60	7	4	9
介護予防支援	11	3	2	5
合計	548	95	80	266

(※1) 指導監査対象施設・事業所数は、令和7年4月1日現在とし、介護予防は含めず、みなし指定の一部（指導監査対象としたもの）を含む、休止中を含む。

(※2) 文書指摘件数には、報酬指導34件（過誤調整による返還指導3件あり）及び業務管理体制一般検査による指摘1件を含む。

##### ②集団指導

複合形式（集合及びオンライン形式）で1回、オンライン形式（市ホームページに資料を掲載）で1回実施。

#### (3) 監査（特別監査）

ある社会福祉法人の運営する訪問介護及び訪問看護の両事業所に対し監査を実施した。令和8年2月4日から計4回両事業所へ立ち入り、関係者へのヒアリング及び書類確認を行った。そのうち1回は業務管理体制に係る特別検査を兼ねて実施した。(処分については未定)

#### (4) 指導及び監査の実施体制

健康福祉部介護保険課職員が実施

#### (5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和7年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

#### (6) 指導及び監査結果の概要

##### ①運営指導

##### ア 介護保険施設(老健・介護医療院)

不十分な制度理解や誤解による誤った運営事案があり、運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

なお、運営指導に当たっては、各施設での身体拘束適正化及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

##### イ 老人福祉施設等(特養・軽費・有料・サ高住)

不十分な制度理解や誤解による誤った運営事案があり、運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

なお、運営指導に当たっては、各施設での身体拘束適正化及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

##### ウ 居宅サービス事業所・地域密着型事業所

不十分な制度理解や誤解による誤った運営事案があり、運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

##### ②監査

令和8年2月4日から行った監査は、現時点で処分の内容を含めた最終的な結論が出ていない。

#### (7) 令和7年度の主な指摘事項

##### ①介護保険施設(老健・介護医療院)

ア 重要事項説明書について内容の修正が必要な項目があるため、速やかに改正すること。(利用料その他の費用について立替金の説明を記載する、虐待防止の措置について担当者の設置と虐待の事案が発生した場合の対応方法を記載する)

(「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第6条第1項)

イ 協力医療機関について、現在の法人名で協定や契約を定め市へ提出すること。

(「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第33条第1項及び第2項)

ウ 当該事業と他の事業と一体で経理を行っていることについて、これらを区分し適切な会計・経理を行うこと。

(「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第40条)

- エ 財務諸表を介護サービス情報公表システムにおいて公表すること。  
(令和6年8月2日 老認発0802第1号 老高発0802第1号 老老発0802第2号厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課長他通知)
- オ 介護職員等処遇改善加算に関して、職員の研修の計画に不備があるので必要事項を記載すること、  
昇給する仕組みを整備すること、職場環境要件について実施する取組を決定しそれをウェブサイトで  
公表すること。  
(令和6年3月15日 老発0315第2号厚生労働省老健局長通知)

### ②老人福祉施設等（特養・養護・軽費・有料・サ高住）

- ア 重要事項説明書について内容の修正が必要な項目があるため、速やかに改正すること。（従業者の職  
種別の職務の内容及び勤務体制（常勤・非常勤の別）を記載するまたは修正する、利用料を記載す  
るまたは現状に合わせ修正する、虐待防止のための措置に関する事項を記載する、別添①『事業者  
が運営する介護サービス事業一覧表』または（及び別添②『入居者の個別選択によるサービス一覧  
表』を添付する 等）  
(「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第6条第1項  
等)
- イ 運営規程について内容の修正が必要な項目があるため速やかに改正すること。（従業者の員数を現状  
に合わせて修正する、従業者の兼務関係を現状に合わせて修正する、利用料を記載するまたは現状  
に合わせて修正する、サービスの内容及その費用負担を記載する、施設利用に当たっての留意事項を  
記載する、虐待防止のための措置に関する事項を記載する、身体拘束の適正化の措置を記載する  
等）  
(「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第28条 等)
- ウ 借地または借家において有料老人ホームを設置または実施する場合の契約書に、所有者が相続等  
により変更があった場合でも引き続き契約内容が新たな所有者に承継される旨の条項及び借地又は  
借家の期間を長期に定め契約内容を自動更新する条項を追記すること。  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第6項3号)
- エ 業務継続計画について必要な研修及び訓練を定期的実施すること。  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第10項5号)
- オ 運営懇談会を設置し、定期的に開催すること。  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第10項第10号)
- カ 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会を設置すること、また研修及び訓練を定期的  
に実施すること。  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第10項11号)
- キ 高齢者虐待の防止のための委員会を開催すること、また指針を整備すること。  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第11項第4号)
- ク 身体的拘束等の適正化のための委員会を開催すること。  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第11項第7号)
- ケ 入居契約書について一部内容の修正を要する箇所があるため速やかに改正すること。（身元引受人の  
権利・義務を記載する、契約解除の要件及びその場合の対応を記載する、入居者及び設置者双方の  
契約解除条項を記載する、身元引受人と連帯保証人の語句を統一または整理して記載する）  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第14項2号)
- コ 体験入居を希望する入居希望者に対して契約締結前に体験入居の機会を図ること。  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第14項第5号)
- サ 事故発生の防止のための委員会を開催すること、また担当者を設置すること。  
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第14項8号)

### ③居宅サービス事業所・地域密着型事業所

- ア 重要事項説明書について内容の修正が必要な項目があるため、速やかに改正すること。（介護事業所  
番号を修正するまたは先頭の島根県を削除する、事業の目的・運営の方針を記載する、従業者の職  
種、員数、業務内容及び勤務体制（常勤・非常勤の別）を記載または修正する、営業日及び営業時  
間を記載、修正または24時間対応の文言を追記する、利用料その他の費用を追記または修正する、  
非常災害対策を記載する、事故発生時の連絡先に市及び居宅介護支援事業者へ連絡する旨を記載す  
る、虐待防止のための措置に関する事項を記載または修正する 等）

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第9条等)

- イ 運営規程について内容の修正が必要な項目があるため、速やかに改正すること。(従業者の職種、員数及び業務内容を修正する、営業日及び営業時間を記載、修正または24時間対応の文言を追記する、利用料の利用者負担の説明を修正する、利用料その他の費用を修正する、虐待防止のための措置に関する事項を記載または修正する 等)

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第30条等)

- ウ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第23条第2項(準用) 等)

- エ 訪問介護計画に担当する介護員等の氏名を記載すること。

(平成11年9月17日 老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

- オ 業務継続計画を策定すること、また必要な研修及び訓練を実施すること。

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第32条の2第1項及び第2項(準用) 等)

- カ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催すること、指針を策定すること、また研修・訓練を定期的実施すること。

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第33条第3項(準用) 等)

- キ 重要事項説明書を利用者から見やすい位置に掲示または閲覧すること、またウェブサイトに掲載すること。

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第34条第1項、同第2項、同第3項(準用) 等)

- ク 高齢者虐待の防止のための委員会を開催すること、指針を策定すること、また研修を実施すること。

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第40条の2第1号、同第2号、同第3号(準用) 等)

- ケ 会計の区分を、当該事業と他の事業とで区分すること。

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第41条等)

- コ 介護職員処遇改善加算に関して、研修計画を作成または不足の項目を記載すること、昇給の仕組みを整備すること、職場環境要件を修正すること、またそれをウェブサイト上に掲載すること。

(令和6年3月15日 老発0315第2号厚生労働省老健局長通知)

#### 4. 障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施状況

##### (1) 実施期間

令和7年7月から令和8年3月まで

##### (2) 指導

###### ①運営指導

区分	所管施設・事業所数	運営指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
障害福祉サービス事業	245	77	74	391
居宅介護	52	11	9	30
重度訪問介護	37	6	6	15
同行援護	16	2	1	3
行動援護	9	1	1	2
療養介護	2	1	1	4
生活介護	18	9	9	54
短期入所	22	10	10	24
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練)	3	0	0	0
就労移行支援	4	2	2	17
就労継続支援A型	10	5	5	43
就労継続支援B型	47	17	17	114
就労定着支援	3	2	2	13
自立生活援助	1	0	0	0
共同生活援助	21	11	11	72
障害者支援施設	9	4	4	19
地域相談支援事業	30	10	10	38
地域移行支援	15	5	5	19
地域定着支援	15	5	5	19
計画相談支援事業	24	7	7	26
障害児通所支援事業	65	27	26	154
児童発達支援	11	6	6	22
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	49	18	18	129
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	2
保育所等訪問支援	4	2	1	1
障害児相談支援事業	18	6	6	26
障害児入所施設	0	0	0	0
自立支援医療機関	126	8	0	0
合計	517	139	127	654

※指導監査対象施設・事業所数は、令和7年4月1日現在

※上記の表には、その他特に一般指導が必要と認められ実施した指導が含まれている。

※文書指摘件数には業務管理体制一般検査による指摘11件を含む。

###### ②集団指導

市ホームページに資料及び動画を掲載し、受講確認報告を受ける形式で実施した。

##### (3) 監査

令和7年度の監査事案8件のうち、4件については勧告を行い、2件については文書指導を実施した。また、令和6年度からの継続案件である就労継続支援事業所における人格尊重義務違反等の事案については、行政処分を行った。なお、令和8年度への継続案件は1件であった。

#### (4) 指導及び監査の実施体制

健康福祉部障がい者福祉課職員が実施。ただし、虐待通報時の調査は、家庭相談課と合同。

#### (5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和7年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付及び児童通所給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ④市事業との整合性の確保

#### (6) 指導及び監査結果の概要

##### ①運営指導

###### ア 障害福祉サービス事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、個別支援計画の作成の不備や、加算要件を満たしていることを示す根拠資料について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

###### イ 障害者支援施設

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、運営規程の作成等について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

###### ウ 地域相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

###### エ 計画相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

###### オ 障害児通所支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、個別支援計画の作成等について、理解不足による誤った運用、基本報酬や加算要件を満たしていることを示す根拠資料について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

###### カ 障害児相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

##### ②監査

就労継続支援事業者において人格尊重義務違反等の疑いがあり、令和6年度から継続して実施していた監査の結果、人権尊重義務違反、運営基準違反及び不正請求が確認されたため、指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止・6か月間）及び報酬支払制限（3割減額・6か月間）の行政処分を行った。

#### (7) 令和7年度の主な指摘事項

##### ①障害福祉サービス事業所

ア 全ての従業者について、勤務実績が管理されていないことがある。全ての従業者について、勤務実績を管理し、兼務している従業者においては、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる場合を除き、それぞれの職種に従事した勤務実績を明確にしておくこと。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第6条等）

イ 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。また、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第10条等）

ウ 個別支援計画について、計画書及びモニタリング結果が相談支援事業者と連携を図れていない事案があるが、相互に交付したり、サービス担当者会や個別支援会議を合同開催又は相互の会議に出席する等により連携強化を図ること。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第26条等）

エ 運営規程について、記載すべき内容が不足しているものがある。また、従業員の職種・員数や、営業日及び営業時間、事業の実施地域、受領する費用等で、実態と異なっている、既に不要となっている

ものがあるので追記及び実態とあわせること。

- オ 「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第32条等  
勤務表に、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤、管理者との兼務関係を記載すること。  
（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第34条等）
- カ 感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知、指針の整備、定期的な研修及び訓練を適正に実施し、実施したことが分かる記録等を残すこと。  
（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第35条等）
- キ 身体拘束等の適正化を図るための身体拘束適正化検討委員会の定期開催及びその結果の従業員への周知、指針の整備、定期的な研修を適正に実施し、実施したことが分かる記録等を残すこと。  
（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第36条の2等）
- ク 情報公表システムにおいて未入力項目があるので、入力すること。  
（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第38条等）
- ケ 虐待の防止のための虐待防止委員会の定期開催及びその結果の従業員への周知、定期的な研修を適正に実施し、実施したことが分かる記録等を残すこと。  
（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第41条の2等）
- コ 欠席時対応加算について、記録が不十分なものがある。電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続きの利用を促すなどの相談援助を行い、その内容を記録に残すこと。  
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(6)㉑等）
- サ 送迎加算について、自宅以外の場所に送迎する場合は、送迎する特定場所について、事前に利用者とは合意したことがわかる記録を残すこと。  
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(6)㉑等）

## ②障害者支援施設

- ア 個別支援計画について、計画書及びモニタリング結果が相談支援事業者と連携を図れていない事案があったが、相互に交付したり、サービス担当者会や個別支援会議を合同開催又は相互の会議に出席する等により連携強化を図ること。  
（「松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第27条）
- イ 運営規程について、記載すべき内容が不足しているものがある。また、従業員の職種・員数や、営業日及び営業時間、事業の実施地域、受領する費用等で、実態と異なっている、既に不要となっているものがあるので追記及び実態とあわせること。  
（「松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第46条）

## ③障害児通所支援事業所

- ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。また、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。  
（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第13条等）
- イ 個別支援計画について、計画書及びモニタリング結果が相談支援事業者と連携を図れていない事案があったが、相互に交付したり、サービス担当者会や個別支援会議を合同開催又は相互の会議に出席する等により連携強化を図ること。また、5領域が位置づけされていない事案や標準的なサービス提供時間を定めていない事案あったので、個別支援計画に位置付ける必要がある事項は、漏れなく記載すること。  
（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第28条等）
- ウ 運営規程について、記載すべき内容が不足しているものがある。また、従業員の職種・員数や、営業日及び営業時間、事業の実施地域、受領する費用等で、実態と異なっている、既に不要となっているものがあるので追記及び実態とあわせること。  
（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第38条等）
- エ リスクの高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、車両送迎等）での従業員が気をつ

けるべき点、役割分担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入、火事（119番通報）等）を想定した従業員の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルを策定すること。

- オ 「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第41条の2等）感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知、指針の整備、定期的な研修及び訓練を適正に実施し、実施したことが分かる記録等を残すこと。  
（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第42条等）
- カ 身体拘束等の適正化を図るための身体拘束適正化検討委員会の定期開催及びその結果の従業員への周知、指針の整備、定期的な研修を適正に実施し、実施したことが分かる記録等を残すこと。  
（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第45条等）
- キ 虐待の防止のための虐待防止委員会の定期開催及びその結果の従業員への周知、定期的な研修を適正に実施し、実施したことが分かる記録等を残すこと。  
（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第46条等）
- ク 情報公表システムにおいて未入力項目があるので、入力すること。  
（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第49条等）
- ケ 児童指導員等加配加算について、加配として配置している従業員が基準人員として従事している案件がありました。当該加算を算定する場合は、給付費算定に必要となる従業員の配置に加え、1以上配置してください。  
（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)④等）
- コ 延長支援加算について、対象児童の個別支援計画に延長支援に係る時間を記載すること。  
（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)⑮等）

#### ④地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談事業所

- ア 勤務表に、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤、管理者との兼務関係を記載すること。  
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第20条等）
- イ 感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知、指針の整備、定期的な研修及び訓練を適正に実施し、実施したことが分かる記録等を残すこと。  
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第22条等）

#### ⑤自立支援医療機関

指摘事項なし。